

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、電気供給業のうち発電事業及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業等の課税方式を改める。

(二) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長する。

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長する。

(三) その他

地方税法等の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

令和二年四月一日